

事務連絡  
令和5年8月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合  
における運賃及び料金について

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校などの児童生徒等の登下校時にスクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行う場合の運賃及び料金については、下記のとおり取り扱うこととするので、関係事業者に対し周知徹底を図るよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

##### 1. スクールバス運送の運賃について

スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態であることを踏まえ、1日に行われる当該運送を1つの運送として以下の計算方法を適用することができるものとする。

###### （1）時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下、「点呼点検時間」という。）として1時間ずつ合計2時間と、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を累計した時間とを合算した時間に1時間当たりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、登校及び下校時の走行時間を累計した時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とする。

###### （2）キロ制運賃

登校及び下校時の走行距離（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの

距離をいい、回送距離を含む。) を累計した距離に 1 キロ当たりの運賃額を乗じた額とする。

### (3) 運賃計算の基本

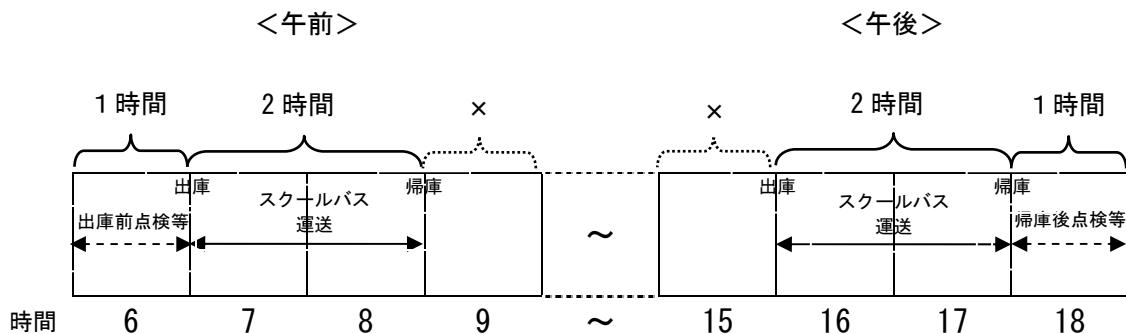
- ① 運賃は、車種区分別に計算した金額の下限額以上とする。
- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。
- ③ 走行時間の端数については、点呼点検時間と累計した走行時間を合算した時間に 30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げる。
- ④ 走行距離の端数については、累計した距離に 10 キロ未満は 10 キロに切り上げる。

## 2. スクールバス運送の年間契約の計算方法について

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」(平成 26 年 3 月 31 日付け国自旅第 628 号) 4. の取扱いにおいて、スクールバス運送の年間契約を締結する際には、上記の計算方法を適用することができる。

## スクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）の計算方法について

スクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）については、以下のとおり計算することができる。



⇒ スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態であることを踏まえ、午前・午後に行われる当該運送を1つの運送として計算することができる。

※1 「スクールバス運送」部分の走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。

※2 1つの運送として計算した場合 ⇒ 6時間

(なお、2つの運送として計算した場合は10時間となる)

## ◎スクールバス運送の時間制運賃の計算方法に係る留意事項について

### 【ケース1】時間制運賃の算出から除くことが可能な場合

	出庫
午前	スクールバス運送（登校）
	帰庫
	営業所待機※1 (時間制運賃の算出から除くことが可能)
午後	出庫
	スクールバス運送（下校）
	帰庫

左図のような運送は、午前に出庫して登校時の運送を行い営業所に帰庫し、午後に再度出庫して下校時の運送を行う形態であることから、令和5年8月25日付け事務連絡「一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金について」に基づき、午前・午後に行われる運送を1つの運送として算出することが可能です。

なお、時間制運賃は、午前・午後の間の営業所で待機している時間（※1）を除いて算出することが可能です。

### 【ケース2】時間制運賃の算出から除くことが不可の場合（午前のみ（又は午後のみ）で送迎を行う形態）

	出庫
午前	スクールバス運送（登校）
	帰庫
又は 午後	営業所待機※2 (時間制運賃の算出から除くことは不可)
	出庫
	スクールバス運送（下校）
	帰庫

左図のような運送は、午前に出庫して登校時の運送を行い営業所に帰庫し、午前に再度出庫して下校時の運送を行う形態であり、【ケース1】のような一般的な通学等の運送形態ではないことから、時間制運賃について営業所で待機している時間（※2）を除いて算出することは不可です。

なお、午後に出庫して登校時の運送を行い営業所に帰庫し、午後に再度出庫して下校時の運送を行う形態についても同様に、営業所で待機している時間（※2）を除いて算出することは不可です。

### 【ケース3】時間制運賃の算出から除くことが不可の場合（1日に複数回送迎を行う形態）

	出庫
午前	スクールバス運送（登校①）
	帰庫
	営業所待機※2 (時間制運賃の算出から除くことは不可)
	出庫
	スクールバス運送（下校①）
	帰庫
午後	営業所待機※3 (時間制運賃の算出から除くことは不可)
	出庫
	スクールバス運送（登校②）
	帰庫
	営業所待機※2 (時間制運賃の算出から除くことは不可)
	出庫
	スクールバス運送（下校②）
	帰庫

左図のような運送は、午前に出庫して登校時の運送を行い一時的に営業所に帰庫し、午前に再度出庫して下校時の運送を行い一時的に営業所に帰庫する。その後、午後に出庫して登校時の運送を行い一時的に営業所に帰庫し、再度出庫して下校時の運送を行う形態であり、【ケース1】のような一般的な通学等の運送形態ではないことから、時間制運賃について営業所で待機している時間（※3）を除いて算出することは不可です。

また、営業所で待機している時間（※2）についても、【ケース2】に基づき、時間制運賃から除いて算出することは不可です。

左図のように、午前・午後に複数回運送する間に営業所に帰庫する場合、営業所で待機している時間は運賃対象時間に通算していただく必要があります。

#### ＜問い合わせ先＞

上記の計算方法について、実際の運送形態によっては取り扱いが異なる可能性がありますので、判断に迷われることがありますたら、最寄りの運輸支局（輸送・監査部門）又は東北運輸局自動車交通部旅客第一課（貸切担当）までお問い合わせください。